



Vol.038

消防だより

■問い合わせ先
上ノ国消防署
☎0139-55-2071

水難救助訓練および令和4年度上ノ国町消防団総合訓練大会実施

上ノ国漁港・水難救助訓練



6月13日(月)、向浜にて、海に転落し流されてしまった方の救助を想定した水難救助訓練を実施しました。

近年水難事故は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で釣りや野外レジャーが注目されていることから、更なる増加が見込まれます。

これからまだまだ暑い時期が続きますので、海や川付近では、転落などに十分気をつけましょう。

令和4年度上ノ国町消防団総合訓練大会

6月26日(日)、上ノ国町消防団総合訓練大会を開催しました。上ノ国町内の全分団(9分団)が参加し、日頃の訓練の成果のほか、7月16日(土)に開催された全道消防救助技術訓練指導会に出場した職員によるほふく救出訓練を披露しました。



知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◇特長

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。
- ◎掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。

- 加入できる事業主 建設業を営む方
- 対象労働者 建設業の現場で働く方
- 掛金 日額320円

◇建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しています。

◇建退共から事業主の皆様へのお願い

- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当してください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

■問い合わせ先 建退共北海道支部 ☎011-261-6186

8月は { 町道民税 第2期分 } の納期の月です。納税には、確実に
{ 国民健康保険税 第2期分 } 納期限内納付を！ 便利な口座振替を！
財政課税務グループ